



2025 年 5 月 23 日

各 位

会社名 サワイグループホールディングス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 澤井 光郎
(コード番号:4887 東証プライム)
問合せ先 グループ財務部担当部長 高良 恭志
(TEL:06-6105-5823)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 23 日開催の取締役会において、定款の一部変更について 2025 年 6 月 25 日開催予定の第4回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、2025 年 3 月 24 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、コーポレートガバナンスの機能を高め、加速する外部環境の変化への対応力を一層強化し、さらなる発展を遂げるため、2025 年 6 月 25 日開催予定の第4回定時株主総会の承認を条件として、現行の「監査役会設置会社」から、「監査等委員会設置会社」へ移行する予定です。

それに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更、その他各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 4 条 (機関の設置) 当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	第 4 条 (機関の設置) 当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削除) <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会

現 行 定 款	変 更 案
第 18 条（員数） 当社の取締役は、12 名以内とする。 （新設）	第 18 条（員数） 当社の取締役は、12 名以内とする。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u>
第 19 条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。 2.（条文省略） 3.（条文省略） （新設）	第 19 条（選任方法） 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。 2.（現行どおり） 3.（現行どおり） <u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第 20 条（任期） 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設） （新設）	第 20 条（任期） 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
第 21 条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名を定めるものとし、必要に応じて取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締	第 21 条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役社長各 1 名を定めるものとし、必要に応じて取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常

現 行 定 款	変 更 案
役各若干名を定めることができる。 第 23 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 （新設） 第 25 条（条文省略） 第 26 条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第 27 条（条文省略） 第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> 第 28 条（員数） <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u> 第 29 条（選任方法） <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	務取締役各若干名を定めることができる。 第 23 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第 25 条（<u>重要な業務執行の決定の委任</u>） <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> 第 26 条（現行どおり） 第 27 条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> 第 28 条（現行どおり） 第 5 章 <u>監査等委員会</u> （削除） （削除）

現 行 定 款	変 更 案
3. <u>当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	
<u>第 30 条（任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</u>	(削除)
<u>第 31 条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>第 32 条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
<u>第 33 条（監査役会規則）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第 34 条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	（削除）
<u>第 35 条（監査役との責任限定契約）</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> （新設） （新設） （新設） 第 6 章 計算 <u>第 36 条～第 39 条（条文省略）</u> （新設）	（削除） （削除） <u>第 29 条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u> <u>第 30 条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>第 31 条（監査等委員会規則）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> 第 6 章 計算 <u>第 32 条～第 35 条（現行どおり）</u> 附則 <u>第 1 条（監査役との責任限定契約に関する経過措置）</u> <u>第 4 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>決議による変更前の定款第 35 条 の定めるところによる。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日 2025 年 6 月 25 日(予定)

以 上